

一般社団法人 埼玉県調査業協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は一般社団法人 埼玉県調査業協会 と称する。

(事務所)

第2条 当法人の主たる事務所は埼玉県さいたま市に置く。

(目的)

第3条 当法人は探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく調査業務の適正な運営を確保し、調査業の健全な発展を図り、もって国民の権利及び自由の保護その他公共の安全と秩序の維持に寄与することを目的とし、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 正会員の行う調査業に対する指導及び連絡
- (2) 調査員及び調査員教育担当者に対する指導及び連絡
- (3) 調査業者に対する研修会等の開催
- (4) 調査業に関する広告及び宣伝の自主規制
- (5) 調査業に関する苦情の処理
- (6) 公官庁等の行う防犯活動及び暴力排除活動等に対する協力
- (7) 調査業に関する調査、研究及び統計
- (8) 調査業に関する広報及び出版物の刊行
- (9) 調査業に関する物品の斡旋及び頒布
- (10) 調査業者及び調査員の福利厚生及び親睦
- (11) 災害の於けるボランティア活動、被災地に於いて各種調査協力
- (12) 前各号に付帯関連する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(法人の構成員)

第5条 当法人に以下の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助する個人又は団体

2.前項の会員のうち正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員とする。

(資格の取得)

第6条 前条の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出する事により、任意にいつでも退会することができる。

2.前項の退会をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の退会とする。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する時は、社員総会の決議によって、当該会員を除名する事ができる。

- (1) この定款その他の規則に反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由等があるとき。

(資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2箇月間以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(抛出金品の不返還等)

第 11 条 退会、除名若しくは会員資格を喪失した者が、退会、除名若しくは会員資格を喪失する以前に、この法人に会費その他の抛出金品を納めたものについては返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

第 12 条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第 13 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表等の損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度の終了後 3 箇月以内に開催するほか、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。
2. 総正会員の 5 分の 1 以上の議決権を有する会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長はその社員総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正社員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは議長が決するところによる。

2.前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) 不可欠特定財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

3.理事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2.議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 4 章 役員等

(役員の設定)

第 20 条 当法人に、理事 3 名以上 15 名以内を置く。

2.理事のうち 1 名を代表理事とする。

3.代表理事以外の理事のうち 1 名を業務執行理事とする。

(選任)

第 21 条 理事は社員総会の決議によって選任する。

2.代表理事及び業務執行理事は、理事の互選によって理事の中から選任する。

(理事の任務及び権限)

- 第 22 条 理事は、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。
- 2.代表理事は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行し、業務執行理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

(任期)

- 第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2.任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は退任理事の任期の満了するときまでとする。
- 3.理事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまでは、なお理事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第 24 条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(顧問)

- 第 25 条 この法人に顧問を若干名置くことができる。
- 2.顧問は学識経験者等の中から、代表理事が委嘱する。
- 3.顧問は代表理事の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べる事ができる。

(報酬等)

- 第 26 条 役員及び顧問は無報酬とする。ただし、常勤の理事の対しては、社員総会において別に定める総額の範囲内で、また別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 5 章 計算

(事業年度)

- 第 27 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(余剰金)

- 第 28 条 当法人は余剰金の分配を行うことができない。

(事業報告及び決算)

第 29 条 当法人の事業報告及び決算については、毎年事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会にて提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認をうけなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

第 6 章 附則

(最初の事業年度)

第 30 条 当法人の最初の事業年度は、この法人の設立の日に始まり平成 24 年 3 月 31 日に終わる。

(設立時の役員)

第 31 条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事並びに設立時業務執行理事は、以下のとおりとする。

設立時理事	中東 和幸
設立時理事	大杖 卓也
設立時代表理事	中東 和幸
設立時業務執行理事	大杖 卓也

(設立時の社員の氏名及び住所)

第 32 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

氏名	住所
中東 和幸	一部省略（個人情報の為）
大杖 卓也	一部省略（個人情報の為）

(法令準拠)

第 33 条 この定款に定めのない事項については、すべて「一般社団法人および一般社団法人に関する法律」その他の法令の定めるところとする。